	初一								
別表第1(第2条関係)									
	名称	目的	位置						
	省略								
	愛媛県産業情	企業の情報化を支援するため、産	松山市						

企業の情報化を支援するため、産 松山市 業情報の収集、発信等を行うとと もに、 研修に必要な施設を提供する。

省略

報センター

# 別表第2(第2条関係)

名称	称目的		所轄区域	
省略				
<u>愛媛県西条</u> 保健所	同	西条市	新居浜市及び西条 市	
愛媛県今治 保健所	同	今治市	今治市及び越智郡	
愛媛県松山 保健所	同	松山市	伊予市、東温市、 上浮穴郡及び伊予 郡	
愛媛県八幡 浜保健所	同	八幡浜市	八幡浜市 <u>、大洲市</u> 、西予市 <u>、喜多郡</u> 及び西宇和郡	
<u>愛媛県宇和</u>	同	宇和島市	宇和島市、北宇和	

# 別表第1(第2条関係)

•		
名称	目的	位置
省略		
愛媛県産業情	企業の情報化を支援するため、産	松山市
報センター	業情報の収集、発信等を行うとと	
	もに、 <u>情報の加工及び編集並びに</u>	
	研修に必要な施設を提供する。	
省略		

旧

## 別表第2(第2条関係)

名称	目的	位置	所轄区域
省略			
愛媛県新居 浜保健所	固	新居浜市	新居浜市
愛媛県西条 中央保健所	同	西条市	西条市
愛媛県今治 中央保健所	同	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県松山 中央保健所	同	松山市	伊予市、東温市、 上浮穴郡及び伊予 郡
愛媛県大洲 保健所	同	大洲市	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡 浜中央保健 所	同	八幡浜市	八幡浜市 、西予市 及び西宇和郡
<u>愛媛県宇和</u>	同	宇和島市	宇和島市、北宇和

新							旧			
	島保健所			郡及び南宇和郡		島中央保健			郡及び南宇和郡	
						<u>所</u>				
	省略					省略				1
別	別表第3(第10条関係)				<u>別表第3(第10条関係)</u>					
	1 愛媛県体験型環境学習センター2 えひめこどもの城									
	3 愛媛県在宅介護研修センター					愛媛県在宅が	<u> 个護研修センター</u>			
				_					_	

### 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第2条に係る部分

	新			旧		
表第1(第2条	関係 )	叧	別表第1(第2条関係)			
名称 目的 位置				名称	目的	位置
省略				省略		
愛媛県産業情 報センター	企業の情報化 <u>及び新たな事業の創</u> 出を支援するため、産業情報の収 集、発信等を行うとともに、研修 及び創業に必要な施設を提供する 。	松山市		愛媛県産業情 報センター	企業の情報化を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修に必要な施設を提供する。	松山市
省略				省略		

# 愛媛県保健所設置条例(昭和51年3月23日条例第8号)の一部改正

第3条に係る部分

新	IΠ
	<u>(設置)</u>
地方自治法(昭和22年法律第67号)第 156条第1項の規定に基づ	<u>第1条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 156条第1項の規定
き、地域保健法(昭和22年法律第 101号)第5条第1項に規定する	に基づき、地域保健法(昭和22年法律第 101号)第5条第1項に
保健所を <u>次の表</u> のとおり設置する。	規定する保健所を <u>別表</u> のとおり設置する。
	<u>(支所)</u>

_	
 _	

# 第2条 保健所に、規則で定めるところにより、支所を置くことができる。

## 別表(第1条関係)

# 1 中央保健所の名称、位置及び所管区域

<u>名称</u>	<u>位置</u>	所管区域
<u>愛媛県西条中</u> 央保健所	<u>西条市</u>	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県今治中 央保健所	<u>今治市</u>	今治市及び越智郡
愛媛県松山中 央保健所	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊 予郡
愛媛県八幡浜 中央保健所	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多 郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島 中央保健所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

## 2 保健所の名称、位置及び所管区域

<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>所管区域</u>
愛媛県四国中	四国中央	四国中央市
<u>央保健所</u>	<u>市</u>	
愛媛県新居浜	新居浜市	新居浜市
<u>保健所</u>		
愛媛県大洲保	大洲市	大洲市及び喜多郡
<u>健所</u>		

<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>所管区域</u>
愛媛県四国中	四国中央	四国中央市
央保健所	<u>市</u>	
愛媛県西条保	西条市	新居浜市及び西条市
<u>健所</u>		
愛媛県今治保	<u>今治市</u>	今治市及び越智郡
<u>健所</u>		
愛媛県松山保	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊
健所		予郡
愛媛県八幡浜	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多
保健所		郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
保健所		

## 愛媛県産業情報センター使用料条例(平成9年3月25日条例第6号)の一部改正

第4条に係る部分

#### (使用料の額)

- 第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は 、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、センターの附属設備及び備品を使用 する場合の使用料の額は、実費を勘案して規則で定める額とする

0

## 別表(第2条関係)

区分	単位	金額
ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円
会議室	1時間につき	1,300円
<u>インキュベート・ルーム</u>	1平方メートル 1月につき	<u>1,830円</u>

### (使用料の額)

第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は 、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

旧

### 別表(第2条関係)

仅(为~示例示)			
	区分	単位	金額
	<u>データ処理室</u>	1室	970円
		1時間につき	
	マルチメディアソフト制作	<u>1室</u>	<u>1,910円</u>
	<u>体験室</u>	1時間につき	
ſ.	<u>モニタリング室</u>	1時間につき	<u>760円</u>
	ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円
		1時間につき	1,300円
L			